

秋 田 市 公 報

あきた

第1211号

令和7年10月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

議会規則

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則	議会事務局議事課（第2号）	4
---------------------	---------------	---

議会訓令

秋田市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程	議会事務局議事課（第2号）	6
秋田市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程	議会事務局議事課（第3号）	8
秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令	議会事務局議事課（第4号）	13

告示

令和3年度分、令和5年度分、令和6年度分および令和7年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第256号）	15
指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第257号）	16
指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第258号）	17
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第259号）	18
発令した避難指示の解除について	防災安全対策課（第260号）	20
発令した緊急安全確保の解除について	防災安全対策課（第261号）	21
発令した避難指示の解除について	防災安全対策課（第262号）	22
令和7年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第263号）	23
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第264号）	24
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課（第265号）	25
公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について	観光振興課（第266号）	26

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和7年 賦課年度令和7年 賦課年度令和6年 賦課年度令和3年)の公示送達について	国保年金課(第267号)	27
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室(第268号)	28
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書および令和7年度(令和6年度相当分)後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課(第269号)	29
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書および令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書の公示送達について	市民税課(第270号)	30
指定地域密着型サービス事業者の指定について	介護保険課(第271号)	31
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第272号)	32
指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課(第273号)	33
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第274号)	34
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第275号)	35
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課(第276号)	36
特定計量器定期検査手数料の公金事務の委託について	市民相談センター(第277号)	37
令和7年の特定計量器定期検査の実施について	市民相談センター(第278号)	38

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第13号)	40
-----------------	----------------	----

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局(第52号)	41
---	------------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局(第13号)	42
----------------	----------------	----

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の失効について	上下水道局給排水課(第15号)	43
-----------------------	-----------------	----

公告

市有地の売払いについて	財産管理活用課	44
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について	商工貿易振興課	47

市有財産の売払いについて	公園課	49
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	54
建築基準法による道路の指定について	建築指導課	55
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	56
都市公園の区域の変更について	公園課	57

教委公告

令和8年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	58
令和8年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	61

選管公告

検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局	64
--	------------	----

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会規則第 2 号

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秋田市議会傍聴規則（昭和43年秋田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第 8 条中「傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、議長」を「議長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他のやむを得ない事由により必要があると認めるとき」に改める。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第10条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号又は第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。
- (5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をするときは、他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第12条中「すみやかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月4日から施行する。

秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和7年9月1日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号。以下「委員会条例」という。）に規定する通知、作成および保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、委員会条例の例による。

2 この訓令において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第3条 委員長は、委員会条例第30条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（秋田市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第167条の2第1項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第4条 委員会条例第30条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

（会議規則との関係）

第5条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第24条第1項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第30条第1項の規定によるものを除く。）および保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第167条の2および第167条の3の規定の例による。

（委任）

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成および保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市議会訓令第3号

秋田市議会事務局

秋田市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和7年9月1日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、会議規則の例による。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用し

て手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。) の職責
証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長もしくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第167条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第167条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第167条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号および第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電

子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

- 2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第167条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受けるとる者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第167条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第167条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第8条 会議規則第167条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配布に係る電子情報処理組織）

第9条 会議規則第167条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処

組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 会議規則第167条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合）

第11条 会議規則第167条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- （2）議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第12条 議会等は、会議規則第167条の3第1項の規定により電磁的記録により同項に規定する作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項および

第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

- 2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第167条の2および第167条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第167条の2および第167条の3の規定ならびにこの訓令の規定の例による。

（委任）

第14条 この訓令に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市議会訓令第 4 号

秋田市議会事務局

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

秋田市議会委員会傍聴規程（平成 9 年秋田市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他のやむを得ない事由により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第 8 条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第 8 条に次の 2 項を加える。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号又は第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、

その者の入場を禁止することができる。

第9条各号を次のように改める。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第10条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第11条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年9月4日から施行する。

秋田市告示第256号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度分市税督促状（3件）
令和5年度分市税督促状（5件）
令和6年度分市税督促状（305件）
令和7年度分市税督促状（256件）

秋田市告示257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和7年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人北杜	認知症対応 型通所介護 あさの杜	秋田市中通五丁目 8番15号	令和7年8月31日	認知症対応 型通所介護
有限会社 ライフイ ン国見ノ 里	あゆみの里 居宅介護支 援事業所	秋田市豊岩小山字 前田表150番地	令和7年8月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、第115条の30の規定により告示する。

令和7年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉法人雄和福祉会	花の家居宅介護支援事業所	秋田市雄和石田字 苗代沢18番地	令和7年9月1日	介護予防 支援

秋田市告示第259号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年9月3日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台

イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年8月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年9月3日から令和8年3月3日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第260号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和7年9月3日午前7時をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年9月3日

秋田市長 沼谷 純

発令した日時、解除した住所および世帯数

- | | | |
|---|------------------------|------------|
| 1 | 令和7年9月2日 午前9時20分 | |
| | 河辺・雄和を除く秋田市全域の土砂災害警戒区域 | 23,158世帯 |
| 2 | 令和7年9月2日 午後2時 | |
| | 秋田市河辺・雄和の土砂災害警戒区域 | 2,878世帯 |
| | | 合計26,036世帯 |

秋田市告示第261号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第3項の規定に基づき、次のとおり発令した緊急安全確保を令和7年9月3日午前7時30分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年9月3日

秋田市長 沼 谷 純

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和7年9月2日 午後1時5分

秋田市上新城地区の新城川流域	362世帯
----------------	-------

秋田市下新城地区の新城川流域	1,534世帯
----------------	---------

秋田市飯島地区の新城川流域	443世帯
---------------	-------

合計	2,339世帯
----	---------

秋田市告示第262号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和7年9月3日午前9時30分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年9月3日

秋田市長 沼 谷 純

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和7年9月2日 午後1時50分

秋田市柳田地区の太平川流域	835世帯
---------------	-------

秋田市太平地区の太平川流域	761世帯
---------------	-------

合計	1,596世帯
----	---------

秋田市告示第263号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月5日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月5日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
株式会社T S U R T O N
代表取締役 福 田 勉
秋田市南通宮田13番36号
セブンイレブン 秋田南通宮田店
セブンイレブン 秋田仁井田二ツ屋店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年9月2日
- 3 期間
令和7年9月2日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第265号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年9月5日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医 療 機 関 名	辞退する 障害分野	辞 退 年 月 日 および辞退理由
山 崎 大 輔	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和7年9月1日 県外勤務のため

秋田市告示第266号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年9月5日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 公の施設の名称
秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 指定管理者
秋田市雄和妙法字糠塚21番地
秋田ダリア栽培組合
- 3 指定管理者の指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 変更があった事項およびその内容
団体および代表者の氏名
変更前
秋田ダリア栽培組合
組合長 鷲 澤 幸 治
変更後
株式会社秋田国際ダリア園
代表取締役社長 鷲 澤 康 二
- 5 変更年月日
令和7年8月5日
- 6 変更理由
株式会社設立による。

秋田市告示第267号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったのを、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和3年）

秋田市告示第268号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第269号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月12日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書

令和7年度（令和6年度相当分）後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第270号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月12日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

(1) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書

(2) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和7年9月16日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
特定非営利 活動法人キ ズナ	デイサービ スカドヤ	秋田市高陽幸町 1 番14号	令和7年9月15日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年9月19日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	事業者名および 代 表 者 氏 名	指 定 年月日
28	虹の街訪問看護 ステーション いずみ	秋田市泉中央四丁目2番 8号 T・Kビル1階	株式会社虹の街 代表取締役社長 原 田 賢 弥	令和7年 10月1日

秋田市告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和7年9月22日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 エニシア 秋田	デイサロン えにしあ	秋田市広面字蓮 沼21番地1	令和7年9月15日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年9月24日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
295	ヨコカナ薬局外旭川店	秋田市外旭川字松崎109番地3	株式会社エムケイフ ァーマシー 代表取締役 京 野 誠	令和7年 10月1日

秋田市告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年9月24日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
294	将軍野いわ ま薬局	秋田市将軍野南四丁目6番 24－2号	株式会社いわま薬局 代表取締役 岩 間 雄 一	令和7年 10月1日

秋田市告示第276号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年9月25日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医 療 機 関 名	辞退する 障害分野	辞 退 年 月 日 および辞退理由
土井尻 遼 介	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由	令和7年9月1日 県外勤務のため

秋田市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次の者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町1番5号
一般社団法人 秋田県計量協会
会長 森 洋
- 2 委託した公金事務に係る歳入
特定計量器定期検査手数料
- 3 指定日および契約日
令和7年9月22日

秋田市告示第278号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和7年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和7年9月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 検査対象区域、期日、時間および場所

検査対象区域	検査期日	曜日	検査時間
泉・保戸野・八橋	令和7年11月7日	金	午前9時30分から午後3時30分まで
東通・横森・桜・千秋・手形	令和7年11月10日	月	午前9時30分から午後3時30分まで
山王・旭北・大町・旭南・茨島	令和7年11月11日	火	午前9時30分から午後3時30分まで
牛島・卸町・檜山・南通	令和7年11月12日	水	午前9時30分から午後3時30分まで
中通・高陽	令和7年11月13日	木	午前9時30分から午後3時30分まで
川尻・川元	令和7年11月14日	金	午前9時30分から午後3時30分まで

検査場所
秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人秋田県計量協会

- 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和7年11月21日から同年12月2日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特

定計量器は、計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に定めるものとする。

- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市教委告示第13号

令和7年9月25日午後3時30分秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年9月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

秋市選管告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 5,063人 |
| 2 | 6分の1の数 | 42,191人 |
| 3 | 3分の1の数 | 84,382人 |

秋田市農委告示第13号

令和7年9月18日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 令和8年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

秋田市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき
秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
株式会社O t i a s	齋 藤 伸 治	山形県東根市大字 野田580番地	令和7年9月2日

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年9月4日

秋田市長 沼 谷 純

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野地蔵田五丁目11番7	雑種地	240.56㎡	8,829,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時ならびに開札

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 会議室6-A
- (2) 日時 令和7年10月10日（金）午前10時

(入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の 5 以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年9月4日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 イオンモール株式会社

代表取締役 大 野 恵 司

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田市御所野地藏田一丁目1番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

令和7年8月20日

(5) 変更理由

テナント入替えのため

2 届出年月日

令和 7 年 8 月 23 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 4 日から令和 8 年 1 月 4 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日まで（休日を除く。）を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）による。

区分番号	物 品 名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	圧雪車（DF－300）	300,000	30,000
物件2	圧雪車（DF－350）	800,000	80,000

※予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 秋田市建設部公園課が定める「秋田市建設部公園課インターネット

公有財産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所および連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和7年9月11日（木）午後1時から同月29日（月）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し押印後、秋田市建設部公園課に提出すること。本申込期間は、令和7年9月11日（木）午後1時から同月29日（月）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部公園課企画建設担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和7年9月16日（火）から同月19日（金）までの午前10時から午前11時までの期間

(2) 開催場所

秋田市仁別字蛇馬目沢111番地（秋田市太平山スキー場オーパス）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取り消しや変更はできない。

(3) 入札期間

令和7年10月14日（火）午後1時から同月21日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和7年10月28日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票の写し、法人の場合は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。

また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 売払代金の納付

(1) 納付が必要となる売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売払代金の残額を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和7年11月4日（火）午後2時30分とする。

10 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物件受領書」を提出すること。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売却物品は、現況有姿により引渡すものとする。

(4) 一度引渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

11 権利移転について

- (1) 公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転する。
- (2) 売却品に「秋田市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を消去し、消去したことが分かる写真を秋田市に送付すること。

12 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部公園課企画建設担当

電話番号 018-888-5753（直通）

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年9月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和7年9月26日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市大町三丁目5番8号
有限会社ジャンセン企画
代表取締役 山 谷 潤 子
- 2 道路位置指定箇所
秋田市土崎港相染町字沼端66番7
- 3 道路幅員 5.00メートル
- 4 道路延長 34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
令和7年9月26日 第1号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和7年8月26日付け秋田市指令第5431号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和7年9月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市仁井田本町五丁目14番3号エミネンスC102

伊 藤 恭 平

秋田市仁井田本町五丁目14番3号エミネンスC102

伊 藤 杏 実

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野781番1

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

秋田市長 沼 谷 純

1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期日
一つ森公園	秋田市檜山字石塚谷地 297番地の 7	令和 7 年 9 月 30 日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市教委公告

令和 8 年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成 3 年秋田市教委規則第 8 号）第 8 条第 2 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 18 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

1 選抜の種類

特色選抜および一般選抜を設定する。1 次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行い、1 次募集において欠員が生じた場合は 2 次募集を実施する。

2 WEB 出願システムによる出願期間および出願情報等の提出先

(1) 出願期間

ア 1 次募集（特色選抜および一般選抜）

令和 8 年 2 月 2 日（月）から同月 5 日（木）正午まで

イ 2 次募集

令和 8 年 3 月 16 日（月）から同月 17 日（火）午前 11 時まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200 円

4 入学志願者検査日

(1) 1 次募集（特色選抜および一般選抜）令和 8 年 3 月 4 日（水）

ア 学力検査

5 教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和8年3月5日（木）に実施する場合がある。

(2) 2次募集 令和8年3月19日（木）

面接を秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(エ)に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣をきちんと身に付けている生徒

(イ) 商業を学ぶことに対して大いに興味・関心をもつ生徒

(ウ) 目標をもって主体的に学習や部活動などの学校生活に向き合い、成長しようとする意欲をもつ生徒

(エ) 社会に目を向け、様々な人と協力して物事に取り組む姿勢をもつ生徒

ウ 次の(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣が身に付いており、学習成績が良好で、商業の学びに強い意欲と興味・関心をもつ生徒

(イ) 文化的・体育的活動等において、大会等での顕著な実績があるか又はそれと同等の優れた資質・能力を有している生徒

(ウ) 入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動に所属し、3年間活動を継続する意志のある生徒

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

- (3) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

- (1) 学科名 商業科
- (2) 募集定員 210名

7 合格者の発表

- (1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和8年3月13日（金）午後4時

- (2) 2次募集

令和8年3月24日（火）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

令和８年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第４号）第８条第２項の規定により公告する。

令和７年９月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、特色選抜および一般選抜を設定する。

先に連携型中高一貫入学者選抜を行い、その後１次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行う。１次募集において欠員が生じた場合は２次募集を実施する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和８年１月13日（火）から同月15日（木）正午まで

イ １次募集（特色選抜および一般選抜）

令和８年２月２日（月）から同月５日（木）正午まで

ウ ２次募集

令和８年３月16日（月）から同月17日（火）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和８年１月22日（木）

ア 作文 秋田市立御所野学院高等学校において行う。

イ 面接 作文終了後、同学校において行う。

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）令和8年3月4日（水）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和8年3月5日（木）に実施する場合がある。

(3) 2次募集 令和8年3月19日（木）

面接を秋田市立御所野学院高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 御所野学院中学校を令和8年3月に卒業する見込みの者で、「令和8年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしている者

(2) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たし、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 地域活動や奉仕活動を通して自己を高め、地域社会に貢献しようとする生徒

(イ) グローバル化、情報化に対応できる学力を有し、明確な進路目標を定め主体的に学ぶ生徒

(ウ) 体育的・文化的活動に顕著な成果を収め、入学後も継続して活動する強い意志を持つ生徒

ウ 学力、人物に優れており、体育的もしくは文化的活動において顕著な実績又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜 次のア又はイに該当し、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(4) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 普通科

(2) 募集定員 80名

7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和8年1月29日（木）午後4時

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和8年3月13日（金）午後4時

(3) 2次募集

令和8年3月24日（火）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和8年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和7年9月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年10月1日（水）午前9時15分